

短期入居生活介護 特別養護老人ホーム ところの苑

契約書別紙

令和6年6月1日改訂

1、利用料金

(1) サービス料金（1日あたりの負担額）

◎併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞

	単位数	介護報酬額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
要介護度 1	704	7,273 円	728 円	1,455 円	2,182 円
要介護度 2	772	7,975 円	798 円	1,595 円	2,393 円
要介護度 3	847	8,750 円	875 円	1,750 円	2,625 円
要介護度 4	918	9,483 円	949 円	1,897 円	2,845 円
要介護度 5	987	10,196 円	1,020 円	2,040 円	3,059 円

※ 利用者負担額は日単位で計算した介護報酬の1割・2割・3割で、上記はおおむねの額です。

(2) その他の体制加算 等

様々な条件により下記の加算が計上されると、その分が負担増になります。

	単位数	利用者負担額		
		1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	19 円	38 円	56 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	13 円	25 円	38 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	7 円	13 円	19 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7 円	13 円	19 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	14 円	27 円	41 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18	19 円	38 円	56 円
看護体制加算（Ⅰ）	4	5 円	9 円	13 円
看護体制加算（Ⅱ）	8	9 円	17 円	25 円
認知症緊急対応加算	200	207 円	414 円	620 円
若年性認知症受入加算	120	124 円	248 円	372 円
個別機能訓練加算	56	58 円	116 円	174 円
療養食加算	23	24 円	48 円	72 円
在宅中重度受入加算Ⅰ	421	435 円	870 円	1305 円
医療連携強化加算	58	60 円	120 円	180 円
緊急短期入所受入加算	90	93 円	186 円	279 円
送迎加算（片道）	184	191 円	381 円	571 円

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	事業所が雇用した介護職員に対する給与等の定められた処遇改善基準を満たしている場合。要介護ごとのサービス単位および発生した加算を合算した単位の100分の14を算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	事業所が雇用した介護職員に対する給与等の定められた処遇改善基準を満たしている場合。要介護ごとのサービス単位および発生した加算を合算した単位の1000分の136を算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	事業所が雇用した介護職員に対する給与等の定められた処遇改善基準を満たしている場合。要介護ごとのサービス単位および発生した加算を合算した単位の1000分の113を算定

(3) 滞在費と食費

滞在費と食費は、所得による軽減措置が設けられています。負担は下記のとおりです。

区 分		利用者負担区分	滞 在 費	食 費
下記以外の方(軽減なし)		第4段階	2,500円	1,750円
市町村 民税 非課税 世帯	課税年金受給額と合計所得金額120万円以上の方	第3段階②	1,310円	1,300円
	課税年金受給額と合計所得金額80万円超120万円以下の方	第3段階①	1,310円	1,000円
	課税年金受給額と合計所得金額が80万円以下の方	第2段階	820円	600円
	老齢福祉年金受給者	第1段階	820円	300円
生活保護受給者				

※ 食費1,750円の内訳は、朝食450円・昼食750円・夕食550円となります。

2、その他の料金

(1) 個別サービス料金

サービス項目	サービス内容	単 位	金 額
理美容代	希望する場合	カット	1,800円～

※ 利用者の事情により必要となる嗜好品及び医療費等の実費については、利用者の負担となります。

(2) 日常生活費について

以下に掲げる利用者の日常生活上に係る日用品等について、1日につき、100円を徴収させていただきます。「その他の日常生活費」とは、入居者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る以下のような費用のことを意味します。

- 1、身体衛生関係
- 2、入浴関係
- 3、本人の嗜好に基づく随時の飲み物
- 4、クラブ、レクリエーション活動の材料費
- 5、行事等における特別な食事

日常生活費	1日につき	100円
-------	-------	------

